

# 平南川ター滝駐車場指定管理者募集要項

## 1 公募の概要

### (1) 趣旨・目的

観光地として注目されている平南川ター滝が、自然環境負荷、周辺住民への悪影響の実態が浮き彫りとなり、その利用方法について検討がなされ、本村に相応しい環境保全型観光振興の拠点にするために、平南川ター滝駐車場（以下「駐車場」という。）が整備された。

昨今、料金徴収を伴う駐車場の管理を実施しているが、利用台数が1万台を超え、利用者数も推定3万人を超える状況にある。村の財産である平南川ター滝及び駐車場を持続可能な観光地及び拠点施設として活用できるように、より効率的な運営が図られ本村のエコツーリズムに資することを目的とし、別紙平南川ター滝駐車場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり、駐車場の指定管理者となる事業者を公募する。

### (2) 施設の概要

- ① 名称 平南川ター滝駐車場
- ② 住所 大宜味村字津波1570-1、1571-1
- ③ 施設概要
  - ア 管理棟（プレハブ）
  - イ 駐車場 乗用車75台、マイクロバス3台、身障者2台
  - ウ 便益施設 トイレ・シャワー室
  - エ 東屋
  - オ 別紙図面参照

## 2 応募

### (1) 応募の資格及び条件

- ① 応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とする。
- ② 応募者が本施設の指定管理者として指定された者は、村に住所を有し、村に事業届出を行う者であること。
- ③ 管理運営に係る従業員は、大宜味村民を雇用すること。

### (2) 応募欠落事項

応募時において次に該当しない法人等であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等
- ② 大宜味村から競争入札等の参加に関して、指名停止処置を受けている法人等
- ③ 市町村民税等の租税を滞納している法人等
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生の手続きを開始している法人等
- ⑤ 大宜味村暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第1項第1号、第2号、第3号の規定に該当するもの

### (3) 応募方法

#### ① スケジュール

- ア 公募の公告・期間 令和6年7月1日～令和6年7月29日
- イ 質問事項の受付 令和6年7月16日～令和6年7月26日
- ウ 応募書類提出日 令和6年8月6日 午前9時から午後5時まで**
- エ 選定委員会及び事業者プレゼンテーション 令和6年8月20日  
時間については、申し込み受付当日調整し連絡する。
- オ 指定管理者の指定 令和6年9月の大宜味村議会定例会において採決予定。
- カ 指定管理者可否通知 令和6年9月30日までに通知する。

#### ② 応募書類

- ア 応募申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式3）
- エ 法人等の概要書（様式4）
- オ 事業計画書（様式5）
- カ 資料提案（様式6）

#### ③ 質問書類

質問表（様式7）

#### ④ 書類等提出方法

- ア 様式1～様式4は、大宜味村企画観光課へ持参し直接提出
- イ 様式7は、FAX又はEメールにて行い、必ず電話にて確認を行うこと。

### 3 指定管理者予定候補者の選定の基準

平南川ター滝駐車場管理業務委託受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、提出された応募書類等及びヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を予定候補者として、次にふさわしいと認められる者を次点候補者として選定する。予定候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

ただし、委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない事業者については、指定管理者予定候補者として選定しない。

#### (1) 評価基準

- ① 業務の理解に関すること
- ② 経営状況等に対すること
  - ア 経営状況
  - イ 責任能力
  - ウ 業務実績
- ③ 事業計画等に関すること
  - ア 実施体制  
業務遂行能力、従事者の管理、従事者の教育訓練、安全対策、災害等緊急時の対応、接遇・苦情対応
  - イ 資料調整能力  
IT技術保持、資料調整及び提案能力

#### ウ 維持管理・費用

維持管理の方法、管理費含むコストに対する考え方

### 4 業務の内容と責任の分担（別紙仕様書のとおり）

#### （1）管理運営方針

- ① 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例に基づく管理を行うこと。
- ② 管理運営にあたっては、村の施策に十分に配慮すること。
- ③ 安全・安心な管理運営を行うこと。

#### （2）業務の内容

##### ① 管理運営業務

ア 使用料徴収に関すること

イ 施設利用方法等周知に関すること

ウ ター滝利用ルール・安全等利用啓発に関すること

エ 施設の点検、維持修繕対応に関すること

オ 周辺美化作業に関すること

カ 大宜味村の観光情報等の周知・広報活動に関すること

キ 事故・災害等の緊急時対応に関すること

ク 利用者等のトラブル、問合せ・意見・苦情等対応に関すること

ケ その他平南川ター滝駐車場の管理運営に関し必要な事項及び村の観光振興に寄与すると認められること。

##### ② 利用実態調査業務

ア 利用者数集計（入場者）

イ 駐車台数集計

ウ 利用状況（利用者区分、利用形態や意見、ゴミなど）

##### ③ 報告書の作成及び提出

#### （3）施設管理運営時間

管理時間； 8：00～18：00

### 5 その他

#### ①再委託の禁止

指定管理者は、管理運営に関わる業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、村の承認を得ることとする。

#### ②個人情報の保護

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって保有することになる個人情報を適正に保護しなければならない。

#### ③文書等の整理・保存

指定管理者は、業務遂行に伴い作成又は受領する文書等を適正に管理・保存することとする。また、指定管理期間終了時に、村の指示に従って引き渡すこととする。

#### ④守秘義務

指定管理者は、業務の遂行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。指定管理期間終了後も同様とする。

#### ⑤著作権等の扱い

- i 報告書等に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下

「著作権等」という。)は、大宜味村が保有するものとする。

- ii 報告書等に含まれる指定管理者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- iii 報告書等に既存著作物等が含まれる場合には、指定管理者が当該既存著作物使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

⑥業務に対する保険の加入

指定管理者の注意義務を怠ったこと等により利用者や第三者に損害を与えた場合の備えとして、受託業務に対する施設賠償保険に加入し、受託者が保険料を負担することとする。

⑦その他

本要項に、定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者と指定管理者で協議して解決する。

## 6 問い合わせ先

大宜味村企画観光課

TEL 0980-44-3007 FAX 0980-44-3139

メールアドレス ; [ryuto@vill.ogimi.lg.jp](mailto:ryuto@vill.ogimi.lg.jp)